令和6年度健全化判断比率等(速報値) 財政の健全度を公表

「健全化判断比率」とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのもので、4つの財政指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)があります。町は、令和6年度の決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告したため、公表します。

また、町は、令和6年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を、監査委員の審査に付したうえで議会に報告したため、公表します。 公表するのは以下の5つの指標です。

○健全化判断比率 (単位:%)

	用語説明	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の 度合い。	I	14.73
連結実質赤字比率	一般会計に、特別会計(国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療特別会計)と企業会計(上水道事業会計・大野神戸インターチェンジ周辺まちづくり整備事業特別会計)を加えた町全体の財政運営の悪化の度合い。	_	19.73
実質公債費比率	地方債(借入金)の返済額等 の大きさを指標化した資金繰 りの危険度。	6.2	25.00
将来負担比率	地方債や将来支払っていく 可能性のある負担等の現時 点での残高を指標化した将 来財政運営に与える負担の 度合い。	_	350.00

〇公営企業における資金不足比率

20.00

(単位:%)

- ※1 赤字、資金不足がない比率は、「一」となります。
- ※2 各比率が早期健全化基準を超えると、財政健全化計画の作成が必要となります。